

令和 4 年度 第 2 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 5 年 2 月 2 1 日 (火) 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文 (北海道大学大学院工学研究院教授) 田村 亨 (北海商科大学教授) 富岡 公治 (弁護士) 舟橋 健市 (公認会計士・税理士) 山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授)	
審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 3 0 日	
抽出案件	総件数 5 件	備 考
○工事	3 件	
・一般競争	1 件	
・条件付一般競争	1 件	・道東自動車道 広内川橋 (鋼上部工) 工事
・拡大型指名競争	1 件	・道央自動車道 ポロトンネル補修工事
・随意契約	1 件	・道央自動車道 北広島 I C 可変式速度規制標識設備 改造工事
○調査等	1 件	・道東自動車道 占冠～トマム間構造物基礎詳細調査
○物品・役務	1 件	・令和 4 年度 北海道支社管内磁気カード方式 料金收受機械購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
<p>【令和4年度第2回入札監視委員会審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札監視統一事務局の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <p>「工事等業務の発注状況」</p> <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <p>「一次苦情及び一次説明処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>「道東自動車道 広内川橋（鋼上部工）工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者及び女性技術者の配置計画における配点の考え方はどのようなものか。 <p>・本件工事は、暫定2車線区間における4車線化工事であるが、競争入札において、暫定2車線区間を担当した業者が優位になるということはあるのか。</p> <p>「道央自動車道 ポロトンネル補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者の入札金額が他者と比較して非常に少ないが、低入札価格調査の対象にはなっていないのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・参考見積書を提出された者の中から、最も安価な者の見積を採用したということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・35歳以下の若手技術者の配置計画が有の場合は0.5点、女性技術者の配置計画が有の場合は0.5点が配点されます。 <p>両方の配置計画が有の場合は、1点が配点されず。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注にあたっては、設計成果品をその競争参加者に対しても分け隔てなく開示しているため、暫定2車線区間を担当した事実そのものが優位に働くことは原則ございません。 <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査の対象にはなっておりません。 <p>弊社が採用している「見積活用方式」において、落札者の参考見積を契約制限価格に採用したこと等が影響しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりです。 <p>競争参加者から提出された参考見積書の中から、実現性・有効性等が確認できたものの中で最も安価な見積を契約制限価格に採用しております。</p>

<p>・ 拡大型指名競争入札にて発注手続きを行うことを判断した経緯は。</p> <p>「道央自動車道 北広島 I C 可変式速度規制標識設備改造工事」</p> <p>・ 基本契約を締結している会社で、北海道に拠点のある会社は何社程度あるのか。</p> <p>・ 既存の設備を改造するのではなく、新しいものに更新するという選択肢はなかったのか。</p> <p>「道東自動車道 占冠～トマム間構造物基礎詳細調査」</p> <p>・ 本件は複数の競争参加者の入札金額が契約制限価格を超えているが、入札金額が契約制限価格を超えることについて、業種等によって何らかの傾向があるものなのか。</p> <p>「令和4年度 北海道支社管内 磁気カード発行方式料金収受機械購入」</p> <p>・ 本件において、2者から入札があったところだが、同種機械の納入実績があり、適切な入札ができる者は、実質この2者しかいないということか。</p> <p>・ 基本契約方式にて発注するという選択肢はなかったのか。</p> <p>・ 落札者の入札金額がもう1者の入札金額より2億円も少ないことから、全国どこでもこの落札者が落札する傾向にあるように思うのだが、いかがか。</p>	<p>・ 社内規程類の定めにより、過去に類似案件が入札不調になった実績があることから、拡大型指名競争入札を採用しております。</p> <p>・ 基本契約については、弊社本社の方で各メーカーと締結しております。内容としては、受配電設備、交通情報設備、トンネル非常用設備等になります。会社の数は即答できませんが、相当数あるものと思料いたします。</p> <p>・ 設備の老朽化等により、大々的に既存の設備を刷新する時期が来たら、更新することとしております。</p> <p>・ 特定の業種や工種において、各競争参加者の入札金額が契約制限価格を上回る傾向は特にございません。</p> <p>・ そのとおりです。</p> <p>・ 基本契約方式は、反復・継続性が認められる調達について、調達の必要の都度、基本契約の相手方と個別契約を締結する方式ですので、2者とも同等の機械を製作できることから、基本契約方式には馴染まないと判断しております。</p> <p>・ 各社その時の在庫状況や工場がどこにあるか等の状況もあり、一概には何とも言えないものと思料いたします。</p>
--	---

【審議結果の報告】

・入札方式別に抽出した5件の案件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されていることを報告いたします。